

## 国家稅務總局による企業所得稅年度納稅申告書の 最適化に関する公告

中華人民共和國企業所得稅法及び関連政策を実施するため、稅務總局は『中華人民共和國企業所得稅年度納稅申告書（A類、2017年版）』の一部のフォーム及び記入・説明文書を改訂しました。以下で紹介いたします。

- 一、《免税、減計収入及び加算控除優遇明細表》（A107010）、《減免所得稅優遇明細表》（A107040）を廃止する。
- 二、《企業所得稅年度納稅申告書記入フォーム》、《中華人民共和國企業所得稅年度納稅申告書（A類）》（A100000）、《資産減価償却及び納稅調整明細表》（A105080）、《研究開発費用加算控除優遇明細表》（A107012）、《稅額控除優遇明細表》（A107050）、《地域間經營總括納稅企業年度分担企業所得稅明細表》（A109000）、《企業所得稅總括納稅支店所得稅分配表》（A109010）のフォーム及び記入・説明文書を改訂する。このうち、《中華人民共和國企業所得稅年度納稅申告書（A類）》（A100000）は《企業所得稅年度納稅申告主表》（A100000）に調整する。
- 三、《一般企業収入明細表》（A101010）、《金融企業収入明細表》（A101020）、《一般企業コスト支出明細表》（A102010）、《金融企業支出明細表》（A102020）、《事業單位、民間非營利組織収入、支出明細表》（A103000）、《期間費用明細表》（A104000）、《納稅調整項目明細表》（A105000）、《企業所得稅損失補填明細表》（A106000）、《条件を満たす居住企業間の配当、利益等の權益性投資收益優遇明細表》（A107011）、《所得減免優遇明細表》（A107020）、《應納稅所得額控除明細表》（A107030）、《ハイテク企業優遇状況及び明細表》（A107041）、《ソフトウェア、集積回路企業優遇状況及び明細表》（A107042）、《国外所得稅額控除明細表》（A108000）、《国外所得納稅調整後所得明細表》（A108010）の記入・説明文書を改訂する。
- 四、企業が免税収入等の優遇事項を申告する場合、《企業所得稅申告事項目録》の事項名称に基づいて記入する。《企業所得稅申告事項目録》は国家稅務總局ウェブサイトの「納稅服務」で別途公表し、政策状況に応じて適時更新する。
- 五、企業が株式（株券）処分業務を発生させた場合、稅法規定により企業再編に該当する場合は《企業再編及び繰延納稅事項納稅調整明細表》（A105100）に再編状況を記入する。稅法規定により損失と確認された場合は《資産損失稅引前控除及び納稅調整明細表》（A105090）に損失状況を記入する。それ以外の場合は全て《投資收益納稅調整明細表》（A105030）に処分收益関連状況を記入する。
- 六、本公告は2024年度及び以後年度の企業所得稅決算申告に適用する。《国家稅務總局が「中華人民共和國企業所得稅年度納稅申告書（A類、2017年版）」を公表する公告》（2017年第54号）、《国家稅務總局が企業所得稅年度納稅申告書に関する問題を改訂する公告》（2019年第41号）、《国家稅務總局が企業所得稅年度納稅申告書を改訂する公告》（2020年第24号）、《国家稅務總局が企業所得稅年度決算に関する事項の公告》（2021年第34号）、《国家稅務總局が企業所得稅年度納稅申告に関する事項の公告》（2022年第27号）のフォーム及び記入・説明文書は同時に廃止される。

上記内容についてのお問合せは、広州マイツまでご連絡ください。



WeChat アカウントはこちら